

指定短期入所生活介護事業
特別養護老人ホーム アザレア運営規程

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人玉野福祉会が運営する指定短期入所生活介護特別養護老人ホーム アザレア（以下、「事業所」という。）の運営及び利用に関する必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 事業所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定短期入所生活介護を提供するように努める。
- 4 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

- 第2条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム アザレア
- (2) 所在地 岡山県玉野市玉原二丁目24番40号

(利用定員)

- 第3条 事業所の利用定員は20名とする。ただし、併設指定介護老人福祉施設に空床がある場合は、その空床を利用する。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数は、併設指定介護老人福祉施設の従業者とあわせて次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名以上

事業所の業務を統括し、従業者に必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 必要数

利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名以上

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施、苦情の受付及び解決に関する業務に従事する。

(4) 介護職員・看護職員 29名以上

うち、看護職員は3名以上

介護職員は、利用者の日常生活の介護、指導、相談及び援助業務に従事する。

看護職員は、利用者の看護、医師の診察の補助、健康管理及び保健衛生の業務に従事する。

(5) 栄養士 1名以上

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導に従事する。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第5条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ることとする。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第6条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。

2 事業所は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第7条 事業所は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 事業所は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第9条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第10条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 事業所は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第11条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第12条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出る等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(利用料等の受領)

第13条 事業所が法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額その他、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 滞在に要する費用

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用

六 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつてその利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第14条 事業所の通常の送迎の実施地域は、玉野市内とする。ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第15条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

- 2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(短期入所生活介護計画の作成)

第16条 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付する。

(介護)

第17条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきを行う。

3 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。

4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。

5 事業所は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

6 事業所は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。

7 事業所は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第18条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

2 事業所は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。

(健康管理)

第19条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

(機能訓練)

第20条 事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(相談及び援助)

第21条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第22条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(勤務体制の確保等)

第23条 事業所は、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定める。

2 事業所は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。その際、当該事業所は、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための措置を講じる。

4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

6 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

7 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(定員の遵守)

第24条 事業所は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

一 空床利用型にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

二 前号に該当しない事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(衛生管理等)

第25条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

一 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(秘密保持等)

第26条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、当該事業所の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により同意を得る。

(苦情処理)

第27条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(緊急時等の対応)

第28条 事業所は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第29条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。

3 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

4 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

一 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに

に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 二 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 当該事業所において、従業者に虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(緊急やむを得ず身体的拘束等を行う際の手続き)

第30条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(非常災害対策)

第31条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、前項の規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(地域等との連携)

第32条 指定短期入所生活介護の事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

- 2 事業所は、その事業の運営にあたっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(利用者に関する市町村への通知)

第33条 事業所は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲示)

第34条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。

(広告)

第35条 事業所は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第36条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(会計の区分)

第37条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第38条 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- 一 短期入所生活介護計画
- 二 提供した具体的なサービス内容等の記録
- 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 市町村への通知に係る記録
- 五 苦情の内容等の記録
- 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定短期入所生活介護の利用にあたっての留意事項)

第39条 当該事業所の利用にあたっての留意事項は、以下のとおりとする。

- 一 食事は衛生管理上、事業所の提供する食事を摂取し、持ち込みは禁止とする。
- 二 面会時間は、午前9時00分から午後8時00分とする。
面会者は、面会の都度、所定の様式で従業者へ届け出る。
- 三 外出及び外泊については、その予定する日の前日までに所定の様式で従業者へ届け出る。
- 四 設備及び備品の利用は、本来の使用方法に従って利用する。
- 五 施設内喫煙スペース以外での喫煙は、禁止する。
- 六 所持品等の持込みは、記名の上、必要最小限とする。使い慣れた車椅子や歩行補助器等の持込みは、利用者の心身の状況等に応じ許可する。
- 七 金銭及び貴重品の管理は、原則、自己管理とし、多額及び高価な金品は所持しない。
- 八 ペットの持込みは衛生管理上、禁止する。
- 九 他利用者への営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動は、禁止する。
- 十 他利用者への迷惑行為は、禁止する。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第40条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人玉野福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年11月 7日から施行し、従前の特別養護老人ホーム フェニックス指定短期入所生活事業運営規程（平成12年4月1日）は廃止する
- 2 令和 1年 5月16日より、一部改正。
- 3 令和 2年 5月14日より、一部改正。
- 4 令和 2年10月27日より、一部改正。
- 5 令和 3年10月27日より、一部改正。

- 6 令和 4年10月31日より、一部改正。
- 7 令和 6年11月 1日より、一部改正。
- 8 令和 7年 4月 1日より、一部改正